

議案第59号

入間市個人情報保護条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年8月31日提出

入間市長 杉島 理一郎

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市個人情報保護条例の一部を改正する条例

入間市個人情報保護条例（平成18年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第29条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号の規定により同法第50条の規定の施行期日として政令で定める日から施行する。